

東大阪市上下水道局水量のお知らせ有料広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東大阪市（以下「市」という。）が水量のお知らせ（以下「検針票」という。）に広告を掲載することに関し、東大阪市上下水道局有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）、及び東大阪市上下水道局有料広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格要件)

第2条 以下の条件を満たしていること。

- (1) 市の入札参加有資格者名簿に登録があること。
- (2) 基準に規定している業種または業者であること。

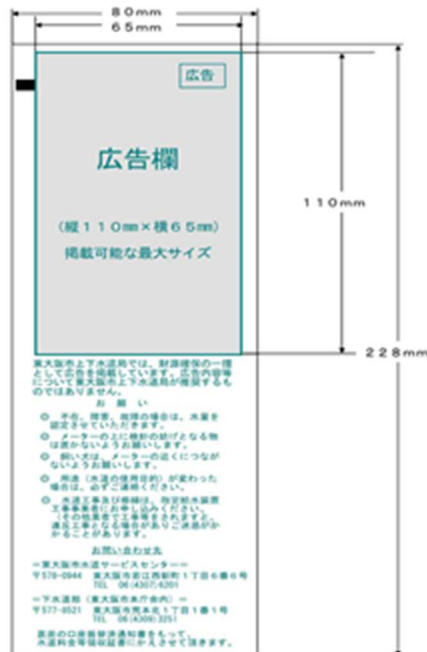
(広告の掲載位置及び規格など)

第3条 広告の掲載位置、規格等

- (1) 掲載位置 検針票の裏面上部

詳細は図のとおり

The diagram shows the back of a water meter reading notice form. At the top, there is a section for '水量のお知らせ' (Water Meter Reading Notice) with fields for '検針票番号' (Meter Reading Number), '検針日' (Reading Date), '検針時刻' (Reading Time), and '検針場所' (Reading Location). Below this is a section for '水量のお知らせ' (Water Meter Reading Notice) with fields for '検針票番号' (Meter Reading Number), '検針日' (Reading Date), '検針時刻' (Reading Time), and '検針場所' (Reading Location). The advertisement is placed in the top right corner of the form, with dimensions of 110mm x 65mm indicated.



- (2) 掲載枠 縦110mm×横65mm

- (3) 刷色 検針票の印刷に使用する色と同色（水色）とし、単色とする。

- (4) 広告主は、広告には、広告主の名称及び連絡先を記載しなければならない。

連絡先は、電話番号又はホームページアドレスとし、ホームページアドレスは英数字の外、二次元コードでの記載も可能とする。

(5) 市は、広告欄外の下部に注釈として「東大阪市上下水道局では、財源確保の一環として広告を掲載しています。広告内容等について東大阪市上下水道局が推奨するものではありません。」と記載する。

(検針票の使用目的及び使用期間)

第4条 広告を掲載する検針票は、検針時に水量をお知らせする際に使用するものとする。その使用期間は、最初に投函した時から、概ね半年間とする。

2 市は、前項に定める使用目的の外、広告を掲載した検針票の画像を市のウェブサイト又は広報物に掲載する場合がある。画像の掲載にあたっては、必要な範囲で、市で画像を加工又は改変するものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は400,000円とし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(公募による募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、公募の方法によるものとする。

2 前項に定める公募は、市の広報紙、掲示物、ウェブサイト又はSNS若しくはそのいずれかの組合せで行う。

(広告掲載の申込み等)

第7条 広告掲載の申込みは、広告掲載申込書に次に掲げるものを添えて行うものとする。

(1) 広告原稿案

(2) その他、市が必要であると認める書類

2 申込みで提出された書類は、広告の掲載非掲載を問わずこれを返却しない。

(広告掲載の決定等)

第8条 広告主の決定にあたっては、要綱及び基準に規定するものに合致し、検針票に掲載する内容として適切であると認められたものに限り広告主として決定する。

2 上記の審査は申込の先着順に行う。

3 掲載広告の広告主は、自己の権利を他人に譲ることはできないものとする。

4 掲載広告が決定したときは、決定通知書により申込者に通知するものとする。

(広告掲載の制限)

第9条 要綱及び基準に規定するものとする。

(契約の締結)

第10条 市は、広告主と、広告掲載の決定後の手続きについて、別に定める契約書により契約を締結するものとする。

(広告掲載料の納入等)

第11条 広告主は、広告掲載料を市の指定する期日までに納入しなければならない。広告掲載料の納入は、市が発行する納付書を用いて、市指定の金融機関等で行うものとする。

(掲載する広告の原稿)

第12条 広告主は、前条の指定期日までに、掲載しようとする広告の原稿を、市が指定する形式で提出しなければならない。

(1) 提出するデータの形式 AI 形式及び JPEG 形式

文字はアウトライン化（フォントの置き換わりを避けるため、文字を図形に変換する作業）したもので、修正を加えることなく印刷可能な完全データとする。

(2) 市が指定するファイル形式で提出できない場合は、市と広告主とで協議のうえ、決定するものとする。

2 市は、要綱、基準、要領に定める掲載基準を満たすため、広告主に広告の原稿の修正・削除を指示できるものとし、広告主は正当な理由が無い場合は、修正・削除に応じなければならない。

3 広告主による広告原稿の校正は1回とし、校正の時期は市が指定するものとする。市は、校正後の原稿を市が指定する方法で、広告主に送付するものとする。

(広告主の負担)

第13条 応募原稿の作成費用、掲載決定後の広告原稿の校正費用、及び第10条の契約書に係る収入印紙代は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第14条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る決定を取消し、契約を解除することができる。

- (1) 掲載を決定した広告の内容が、第9条に定める制限項目に該当するに至ったとき。
- (2) 検針票の掲載延期、編集・投函上支障があると認めたとき。
- (3) 掲載を決定した広告主による社会的信用を著しく損なうような行為があったとき。
- (4) 市が指定する期日までに、広告主が広告掲載料を納入しなかったとき。
- (5) 市が指定する期日までに、広告主が広告の原稿を提出しなかったとき。
- (6) 広告主が、要綱、基準又はこの要領に定める規定に反したとき。

(7) 広告主が、虚偽の申請その他不正の手段により、第8条第1項の掲載決定を受けたとき。

(8) 広告主が、第12条第2項の規定による広告仕様の変更に従わないとき。

(9) 市の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(検針票の処分等)

第15条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告を掲載した検針票の処分、塗りつぶし等を行うことができる。

(1) 第4条に定める広告掲載の期間満了後

(2) 第14条各号の規定により広告掲載にかかる決定の取消し、又は契約の解除をしたとき。

(3) 広告主の申し出により掲載を取り下げる場合、又は広告主の責により、広告掲載が不適当と認められる事由が発生した場合

(4) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和8年9月10日から施行する。